

据置定期貯金 商品概要説明書

(平成 22 年 5 月 10 日現在適用中)

1. 商品名	・据置定期貯金
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・最長 5 年（据置期間 6 か月） ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・据置期間経過後は、全額解約と一部支払による取扱いを可能とし、それぞれ期間に応じた契約時の約定利率により支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入金額・預入期間に応じ、預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 ・満期日以降に支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算（半年複利計算します。） ・20%（国税 15%、地方税 5%）の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保定期に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・期限前（据置期間中）に解約する場合は、普通貯金利率により計算した利息と元金を支払います。
10. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・据置期間後は、1 万円以上の金額をいつでも払戻しできます。 半年複利で利息を計算するので、長く預けるほど有利です。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。